

特別弔慰金の支給対象早見表

※この早見表は一般的な場合を想定しています。

戦没者等の死亡当時¹に出生していたご家族・ご親戚ですか？
(子²の場合は、死亡³時に胎児⁴だった場合も含まれます。)

いいえ

対象となりません

はい

令和7年4月1日時点で、順位が1番先になる遺族お一人に支給されます。

- ・同順位の方が複数いる場合は、請求する方をどなたかお一人を決めて申請してください。
- ・令和7年4月1日において、戦没者等の配偶者（公務扶助料や遺族年金等を受けていない方）がご生存されている場合は、その配偶者が先順位になることがあります。

戦没者からみたあなたの続柄

① 子

はい

対象となる可能性があります

いいえ

② 父母
孫
祖父母
兄弟姉妹

はい

①の対象者がいる

いいえ

次の順位で対象となる可能性があります

1、父母 2、孫 3、祖父母 4、兄弟姉妹

※戦没者の死亡当時の生計関係の有無、改氏婚や養子縁組等の要件を満たしているかにより、順番が入れ替わります。

はい

対象となりません

いいえ

③ 上記以外の
三等内親族
(叔父、叔母、甥、姪等)

はい

①または②の対象者がいる

いいえ

戦没者と(戦没者が死亡した日までに)1年以上生計関係を有していた

はい

対象となる可能性があります

はい

対象となりません

いいえ

〈三親等内親族表〉

特別弔慰金の支給対象者について図示すれば以下のとおりです。

三 親 等 内 親 族 表

は第11順位又は第12順位の転給遺族となる三親等内親族です。

